

答 申 第 1 2 1 号  
平成15年2月24日

千葉県教育委員会  
委員長 吉岡 敏夫 様

千葉県情報公開審査会  
委員長 古 幡 浩

異議申立てに対する決定について（答申）

平成14年5月1日付け東葛飾第58号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

平成14年1月4日付けで提起された、平成13年11月5日付け東葛飾第297号の3で行った行政文書不開示決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

1 審査会の結論

千葉県教育委員会（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

2 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が平成13年11月5日付け東葛飾第297号の3で行った「東葛飾高校年間指導計画（平成12年度）」（以下「本件文書」という。）の行政文書不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立ての理由を要約すると、次のとおりである。

「平成12年度学習指導計画表」が「請求に係る行政文書を作成したことがない」との理由で開示されないのは、法令に反し著しく不適正である。

3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明はおおむね次のとおりである。

(1) 本件文書について

県立高等学校管理規則（昭和54年教育委員会規則第1号。以下「管理規則」という。）第71条は学校において備え付けなければならない表簿を規定しており、同条第5号において教育指導計画に関するものとして規定されているものが、開示請求に係る平成12年度の年間指導計画である。

(2) 不開示決定の理由について

東葛飾高等学校では、各教科の話合いにより学習指導を行っていたことから、平成12年度までは年間指導計画を作成しておらず、本件文書は不存在であることから不開示としたものである。

#### 4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明等を審査した結果、以下のように判断する。

##### (1) 本件文書について

管理規則第71条では、「学校において備え付けなければならない表簿は、学校教育法施行規則第15条に規定するもののほか、次のとおりとする。」とし、第1号から第11号において「学校沿革誌」等が定められている。

本件文書は、同条第5号における「教育指導計画に関するもの」として規定されているもので、平成12年度分についてのものであり、実務上は「年間指導計画」や「学習指導計画」と称されている。

##### (2) 「教育指導計画」について

実施機関においては、管理規則第71条第5号に定める「教育指導計画」について、平成14年10月29日付け、教育庁学校指導部長発、各県立高等学校長あての通知で、生徒の学習活動への教員の指導方法等の自己評価を充実させ、生徒の実態に即したよりきめ細かな指導ができるよう、学習指導計画等の改善を図る必要から、生徒の学習状況や教員の指導方法等を自己評価できるよう、評価項目を整備するなど、学習指導計画の様式の改善を図ることとした。具体的には、指導内容、指導のねらい、指導上の留意点、考查範囲、予定時数、実施時数、生徒の学習状況の評価方法、自己評価及び改善点等の項目が記載された書式を参考とし、生徒及び学校の実態を踏まえ各学校の創意工夫により作成することとした。

当該通知を出す以前においては、特段、参考となる様式例も示すことはなく、各学校の任意の書式により学習指導計画を作成していた。

なお、東葛飾高等学校においては、平成13年度から「学習指導計画」を作成している。

確認したところ、以上の事実を認めることができる。

##### (3) 本件文書の不存在について

実施機関は、本件文書は管理規則第71条第5号において備え付けなければならない表簿として規定されているが、東葛飾高等学校においては、平成

12年度まで、各教科の話し合いにより学習指導計画を立て、学期毎に見直しを行っていたことから文書としての年間指導計画を作成していなかったと主張している。

また、教育指導計画に関する事務を所掌する教育庁学校指導部指導課に確認したところ、本件文書を各学校から提出させること等は特に行っていなかったとのことである。

以上のことから、管理規則に定められた本件文書を作成していなかったことの当否はともかくとして、本件文書は作成していないため不存在とする実施機関の説明を覆すに足りる事実を認めることはできない。

なお、仮にも、法令等において備え付けが義務付けられている行政文書が、不作成によって、「不存在」として県民の開示請求権に影響を与えるようなことは、千葉県情報公開条例の趣旨に反したものとわがざるを得ず、実施機関においては、今後このようなことのないよう適切な事務処理を行うよう要請するものである。

#### (4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件文書の不存在を理由に不開示とした決定は妥当である。

#### 5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
14. 5. 21	諮問書の受理
14. 6. 24	実施機関の理由説明書の受理
15. 1. 17	審議 実施機関から不開示理由の聴取
15. 2. 14	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会委員

氏 名	職 業 等	備 考
大 友 道 明	弁護士	
瀧 上 信 光	千葉商科大学政策情報学部教授	
古 幡 浩	城西国際大学講師	部会長
横 山 清 美	環境パートナーシップちば代表	

(五十音順：平成15年2月14日現在)